

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（かんがい排水事業）大下仲屋敷地区）を行うことについて平成22年7月2日認可した。

平成22年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀